

資料12 環境騒音調査結果

	地点名	都市計画法に基づく用途地域区分	環境基準類型 (騒音規制法 地域区分)	時間 区分	環境 基準 (dB)	騒音レベル(dB)			
						等価騒音 レベル (L _{Aeq})	時間率騒音レベル		
							中央値 (L _{A50})	上端値 (L _{A5})	下端値 (L _{A95})
1	渡利	第一種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	38	45	34
				夜間	45	37	36	40	34
2	南沢又	第1種中高層住居専用地域	A類型 (第2種)	昼間	55	44	36	45	33
				夜間	45	36	34	38	33
3	東浜町	第一種住居地域	B類型 (第2種)	昼間	55	45	40	48	37
				夜間	45	38	36	40	34
4	大町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	47	43	50	41
				夜間	50	41	37	43	35
5	郷野目	工業地域	C類型 (第4種)	昼間	60	52	46	57	42
				夜間	50	45	40	48	38
6	黒岩	近隣商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	44	41	46	39
				夜間	50	40	38	43	36
7	飯坂町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	46	39	47	35
				夜間	50	37	36	39	35
8	蓬萊町	第二種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	39	43	37
				夜間	45	37	36	39	34

騒音レベル 環境基準超過時間帯

○騒音に係る環境基準

A類型 昼間：55dB 夜間45dB

B類型 昼間：55dB 夜間45dB

C類型 昼間：60dB 夜間50dB

※等価騒音レベルにより評価を行う。

※昼間：6時～22時 夜間22時～6時

1. 自動車交通騒音・振動調査結果（点的評価）

測定地点	測定地点	地域の区分					車線数	マイク高さ(m)	騒音レベル(dB)		振動レベル(dB)				交通量(台/10分)		平均速度(km/h:10台)			
		用途地域	環境基準	要請限度	騒音規制法	振動規制法			昼間	夜間	昼間		夜間		昼間	夜間	昼間	夜間		
									06:00 22:00	22:00 06:00	09:00 11:00	15:00 17:00	23:00 01:00	03:00 05:00	06:00 22:00	22:00 06:00	06:00 22:00	22:00 06:00		
									22:00 06:00	06:00 22:00	11:00 17:00	17:00 01:00	01:00 05:00	05:00 22:00	06:00 22:00	22:00 06:00	06:00 22:00	22:00 06:00		
1	松浪町 国道4号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	5	1.2	LAEQ	74	69	<25	<25	<25	<25	大型	48	12	39	49
									中央値	70.1	56.5	36.9	35.7	<25	<25	小型	307	35	44	53
									上端値	79.0	74.9	46.9	46.3	43.7	40.6	二輪	1	1		
									下端値	46.2	38.7	<25	<25	<25	<25					
2	鳥谷野 国道4号	工業	C類型	C区域	4種	2種	4	1.2	LAEQ	74	72	<25	<25	<25	<25	大型	47	27	44	50
									中央値	71.4	60.6	35.4	32.7	<25	28.0	小型	353	26	44	48
									上端値	78.9	78.7	43.7	41.4	36.7	45.8	二輪	1	0		
									下端値	52.4	43.9	<25	<25	<25	<25					
3	天神町 国道13号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	71	66	<25	<25	<25	<25	大型	19	3	34	37
									中央値	67.4	53.7	30.0	30.1	<25	<25	小型	194	40	38	46
									上端値	76.8	72.4	37.9	37.3	27.8	<25	二輪	0	0		
									下端値	51.3	45.2	<25	<25	<25	<25					
4	泉 国道13号(西道路)	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	27	6	43	48
									中央値	64.0	46.7	<25	<25	<25	<25	小型	296	23	48	46
									上端値	71.7	65.3	29.5	28.7	<25	<25	二輪	1	0		
									下端値	51.6	33.9	<25	<25	<25	<25					
5	南中央 国道13号(西道路)	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	25	5	43	53
									中央値	62.0	46.0	<25	<25	<25	<25	小型	275	15	44	52
									上端値	72.0	66.5	34.4	33.1	<25	<25	二輪	1	0		
									下端値	48.3	36.3	<25	<25	<25	<25					
6	渡利 国道114号	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	60	<25	<25	<25	<25	大型	10	1	53	55
									中央値	61.1	43.5	<25	<25	<25	<25	小型	135	10	54	56
									上端値	71.8	64.9	<25	<25	<25	<25	二輪	0	1		
									下端値	45.4	32.4	<25	<25	<25	<25					
7	館の前 国道115号	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	10	2	37	47
									中央値	60.6	42.3	<25	<25	<25	<25	小型	108	12	42	45
									上端値	73.2	62.9	29.6	34.1	26.4	<25	二輪	0	0		
									下端値	48.5	35.0	<25	<25	<25	<25					
8	方木田 国道115号	準住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	61	<25	<25	<25	<25	大型	24	2	45	48
									中央値	61.5	46.7	30.5	29.2	<25	<25	小型	207	16	47	49
									上端値	71.3	66.0	38.2	38.3	<25	<25	二輪	1	1		
									下端値	47.8	38.7	<25	<25	<25	<25					
9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEQ	62	55	<25	<25	<25	<25	大型	6	1	37	53
									中央値	55.0	37.1	25.2	26.1	<25	<25	小型	86	7	37	42
									上端値	66.2	55.9	34.7	34.2	<25	25.8	二輪	0	0		
									下端値	45.5	31.9	<25	<25	<25	<25					
10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEQ	64	55	<25	<25	<25	<25	大型	6	0	29	-
									中央値	58.7	40.6	30.2	30.1	<25	<25	小型	114	3	40	42
									上端値	69.5	57.0	39.9	37.2	<25	25.2	二輪	1	0		
									下端値	46.5	37.3	<25	<25	<25	<25					
11	鎌田 県道飯坂・保原線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	59	<25	<25	<25	<25	大型	18	4	39	48
									中央値	59.6	45.3	30.4	29.7	<25	<25	小型	139	14	41	46
									上端値	71.7	63.6	46.1	41.1	29.5	27.9	二輪	1	0		
									下端値	49.0	40.2	<25	<25	<25	<25					
12	大森 県道南福島停車場線	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	71	65	<25	<25	<25	<25	大型	21	5	58	65
									中央値	66.8	50.6	27.6	29.7	<25	<25	小型	148	12	61	63
									上端値	76.5	70.4	38.5	39.5	30.8	26.8	二輪	1	1		
									下端値	51.4	37.8	<25	<25	<25	<25					

※ 測定を行った12地点は、一般国道、主要地方道(県道)、一般県道に面し、「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例」の基準、昼間70dB、夜間65dBが適用になる。

※ LAeq 値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

2. 自動車交通騒音調査結果（面的評価）

路線名 (括弧内は評価実施区間の戸数)	面的評価結果(全体)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(非近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)			
	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
1 一般国道114号 (637戸)	100.0 (637戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (199戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (438戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)
2 上名倉飯坂伊達線 (427戸)	99.5 (425戸)	0.0 (0戸)	0.5 (2戸)	0.0 (0戸)	99.4 (169戸)	0.0 (0戸)	0.6 (1戸)	0.0 (0戸)	99.6 (256戸)	0.0 (0戸)	0.4 (1戸)	0.0 (0戸)
3 庭坂福島線 (2,204戸)	95.5 (2,106戸)	0.0 (0戸)	4.4 (97戸)	0.1 (1戸)	90.5 (809戸)	0.0 (0戸)	9.5 (85戸)	0.0 (0戸)	99.0 (1,297戸)	0.0 (0戸)	0.9 (12戸)	0.1 (1戸)

◎道路における自動車の交通に関する基準等

環境基準		要静度(騒音)		要静度(振動)		都市計画法に基づく用途地域					
類型	1車線	2以上	区域区分	1車線	2以上	区域区分	第1種	65/60	第2種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業
A	—	60/55	a	65/55	70/65		第1種	65/60	第1種・第2種低層住専、第一種・第二種中高層住専		
B			b						第一種・第二種住居、準住居		
C	65/60		c	75/70			第2種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業		
特例	70/65	特例		75/70				—			

※数値は、昼間/夜間(dB)

◇騒音 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

◇振動 昼間：7:00～19:00 夜間：19:00～7:00

*特例は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用

1) 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から15mの範囲

2) 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から20mの範囲

*「幹線交通を担う道路」

1) 高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道は4車線以上の区間のみ)

2) 一般自動車道である自動車専用道路

資料14 高速自動車道(東北縦貫自動車道)騒音調査結果

調査地点	川口起点離(km)	測定車線(上下)	都市計画用途地域	測定地点	騒音レベル(dB)								直近民家までの距離	
					昼間				夜間					
					L _{Aeq}	L _{A50}	L _{A5}	L _{A95}	L _{Aeq}	L _{A50}	L _{A5}	L _{A95}		
1 下飯坂(定点)	266.7	下り	市街化調整区域	25m	61	60	64	54	60	58	64	48	100m	
				50m	59	58	63	52	58	57	62	47		
				100m	57	55	59	49	55	54	59	46		
2 上鳥渡・下鳥渡	254.8	上り	準工業地域	20m	59	56	62	51	53	52	57	44	20m	
				180m	50	43	50	40	46	38	46	34		
3 松川町水原	243.3	下り	市街化調整区域	20m	58	56	62	48	57	53	63	38	20m	

◎高速自動車道騒音に係る基準について

・騒音に係る環境基準(道路に面する地域)が設定されている地域においては、環境基準による評価を行う。

・環境基準が設定されていない地域においては、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準により評価を行う。

なお、道路端から20m以内の地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準により評価を行う。

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域・・・昼間 65dB 夜間 60dB

幹線交通を担う道路に近接する空間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

* L_{Aeq} 値は、「騒音に係る環境基準の調査マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

資料 15 東北縦貫自動車道遮音壁設置状況

○上り車線

対象地区	設置区間 -Kp(川口起点)-	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
1 飯坂町	268.221 ~ 268.450	229	H9	2の延伸(北)
2 東湯野小学校	267.900 ~ 268.221	321	S52	
3 "	267.500 ~ 267.900	400	S53	2の延伸(南)
4 飯坂町	267.258 ~ 267.500	242	H9	3の延伸(南)
5 下飯坂	266.252 ~ 266.602	350	H3	
6 "	265.820 ~ 265.917	97	H11	7の延伸(北)
7 沖高	265.600 ~ 265.820	220	S62	8の延伸(北)
8 "	265.502 ~ 265.600	98	H9	
9 飯坂町平野	264.822 ~ 265.190	368	H4	
10 "	264.026 ~ 264.310	284	H14	
11 "	263.300 ~ 263.691	391	H7	12の延伸(北)
12 笹谷(万世)	262.428 ~ 263.300	872	S52	
13 " (万世)	262.314 ~ 262.428	114	S59	12の延伸(南)
14 "	261.846 ~ 262.023	177	H9	
15 " (堰場)	261.200 ~ 261.840	640	S53	
16 " (堰場)	261.180 ~ 261.200	20	S58	15の延伸(南)
17 " (下釜)	260.610 ~ 260.870	260	S58	
18 笹木野	259.550 ~ 259.900	350	S61	
19 "	259.291 ~ 259.550	259	H6	18と20の延伸
20 " (西原)	259.065 ~ 259.291	226	S55	
21 " (長畠)	258.634 ~ 259.065	431	H3	20の延伸(南)
22 " (中島)	258.235 ~ 258.593	358	H12	
23 上野寺	257.903 ~ 257.959	56	H12	24の延伸(北)
24 "	257.789 ~ 257.903	114	H4	
25 "	257.685 ~ 257.789	104	H7	24の延伸(南)
26 西川原	256.834 ~ 257.058	224	H17	
27 成川	255.640 ~ 256.181	541	H6	28の延伸(北)
28 "	255.060 ~ 255.640	580	S57	
29 下鳥渡	254.052 ~ 254.500	448	H9	30の延伸(北)
30 "	253.796 ~ 254.052	256	H3	
31 大森	253.383 ~ 253.499	116	H9	
32 山田	252.760 ~ 252.800	40	H14	33の延伸(北)
33 "	252.600 ~ 252.760	160	S61	
34 小田(向田)	251.648 ~ 251.800	152	H元	
35 "	251.303 ~ 251.648	345	H2	34の延伸(南)
36 平石	250.862 ~ 251.102	240	H6	
37 "	250.200 ~ 250.710	510	S62	
38 "	250.068 ~ 250.200	132	H5	37の延伸(南)
39 松川	245.843 ~ 246.263	420	H7	
40 松川町	245.222 ~ 245.460	238	H9	

○下り車線

対象地区	設置区間 -Kp(川口起点)-	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
41 東湯野	268.263 ~ 268.467	204	H14	42の延伸(北)
42 "	268.037 ~ 268.263	226	S55	
43 "	267.818 ~ 268.037	219	S56	42の延伸(南)
44 下飯坂	266.200 ~ 266.650	450	S60	
45 "	265.640 ~ 265.746	106	H12	46の延伸(北)
46 沖高	265.420 ~ 265.640	220	S62	
47 飯坂町平野	263.800 ~ 264.368	568	H7	
48 笹谷	262.203 ~ 262.538	335	H9	49の延伸(北)
49 笹谷小学校	262.046 ~ 262.203	157	S53	50の延伸(北)
50 "	261.723 ~ 262.046	323	S52	
51 笹谷(西畠)	261.096 ~ 261.723	627	S55	50の延伸(南)
52 "	260.598 ~ 260.974	376	S63	
53 笹木野	259.580 ~ 260.189	609	H6	54の延伸(北)
54 " (山神)	259.050 ~ 259.580	530	S56	
55 "	258.751 ~ 259.050	299	H5	54と56の延伸
56 " (石田)	258.202 ~ 258.751	549	H2	57の延伸(北)
57 " (和田)	257.778 ~ 258.202	424	H元	
58 成川	255.100 ~ 255.430	330	S57	
59 上鳥渡	254.750 ~ 255.010	260	H9	
60 上鳥渡	254.403 ~ 254.535	132	H20	61の延伸(北)
61 下鳥渡	253.700 ~ 254.403	703	H9	
62 山田	252.780 ~ 252.854	74	H9	63の延伸(北)
63 "	252.578 ~ 252.780	202	S61	64の延伸(北)
64 "	252.081 ~ 252.578	497	S59	
65 " (高倉)	251.832 ~ 252.081	249	H2	64と66の延伸
66 小田(畠中)	251.680 ~ 251.832	152	H元	
67 " (程平)	251.307 ~ 251.427	120	H2	
68 平石	250.770 ~ 250.960	190	S62	
69 "	250.452 ~ 250.490	38	H14	70の延伸(北)
70 "	249.800 ~ 250.452	652	H5	
71 "	249.536 ~ 249.800	264	H7	70の延伸(南)
72 "	248.932 ~ 249.508	576	H7	
73 松川	245.656 ~ 246.076	420	H7	
74 "	245.327 ~ 245.399	72	H19	75の延伸(南)
75 "	244.903 ~ 245.338	435	S59	
76 "	244.607 ~ 244.823	216	S59	
77 "	242.364 ~ 242.792	428	H9	

合計	上り 11,383 m	上下計 23,615 m
	下り 12,232 m	

(令和7年3月31日現在)

資料 16 東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果

調査地點	調査地点概要						列車速度 (km/h)		調査結果(dB)				全測定 本数					
	東京起点 距離(km)	環境基準 地域類型	都市計画 用途地域	構造物 種類 (高さ[m])	軌道の 種類	防音壁 種類 (高さ[m])			騒音レベル									
									25m 地点	50m* 地点	100m* 地点	25m 地点						
1 宮代(二丁田) (下り側)	261.5	I 類型	市街化 調整区域	R・C けた式 高架橋 (11.1)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均	273	80	74	66	54	11	9				
2 宮代(段ノ腰) (上り側)							最高	319										
3 南矢野目 (下り側)							最低	229										
4 御山(遠背戸) (下り側)	257.4	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (5.9)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.0)	平均	283	79	74	-	59	10	10				
5 森合 (下り側)							最高	320										
6 方木田 (下り側)							最低	204										
7 平石 (下り側)	250.5	I 類型	市街化 調整区域	R・C けた式 高架橋 (13.4)	スラブ	直壁 (1.8+2.1)	平均	262	73	69	-	59	10	10				
8							最高	307										
9							最低	185										

※ 福島駅 約 256.2 km

*調査地点に変更がある場合は調査結果下段に()で表示。

環境基準 I 類型 70dB 以下
II 類型 75dB 以下

騒音レベル 環境基準超過地点

1. 騒音規制法に基づく特定施設

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類	規制地域区分					計
	第1種	第2種	第3種	第4種		
1. 金属加工機械	1	35	32	255	323	
□ 製管機械				(3)	(3)	
ハ ベンディングマシン		(2)	(2)	(8)	(12)	
ニ 液圧プレス		(16)	(11)	(80)	(107)	
ホ 機械プレス	(1)	(2)	(7)	(116)	(126)	
ヘ セン断機		(14)	(8)	(34)	(56)	
ト 鍛造機			(2)		(2)	
リ ブラスト		(1)		(14)	(15)	
ヌ タンブラー			(2)		(2)	
2. 空気圧縮機および送風機	3	316	501	663	1,483	
3. 破碎機・磨碎機・ふるい機等	1	5	5	1	12	
4. 織機		84	133	602	819	
5. 建設用資材製造機械		3	2	1	6	
イ コンクリートプラント		(2)	(1)	(1)	(4)	
□ アスファルトプラント		(1)	(1)		(2)	
7. 木材加工機械		38	25	24	87	
イ ドラムバーカー		(1)			(1)	
□ チッパー		(4)	(5)	(2)	(11)	
ニ 帯のこ盤		(21)	(9)	(13)	(43)	
ホ 丸のこ盤		(5)	(3)	(5)	(13)	
ヘ かんな盤		(7)	(8)	(4)	(19)	
9. 印刷機械	10	18	121	112	261	
10. 合成樹脂用射出成型機				59	84	143
11. 鑄型造型機			6	15	13	34
計	15	505	893	1,755	3,168	

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

2. 振動規制法に基づく特定施設

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類	規制地域区分			計
	第1種	第2種	第3種	
1. 金属加工機械	20	327	347	
イ 液圧プレス	(3)	(72)	(75)	
□ 機械プレス	(4)	(211)	(215)	
ハ セン断機	(13)	(44)	(57)	
2. 圧縮機	46	535	581	
3. 破碎機・磨碎機・ふるい機・分級機		5	5	
4. 織機		663	663	
5. コンクリートブロックマシン	3	5	8	
6. 木材加工機械	2	3	5	
□ チッパー	(2)	(3)	(5)	
7. 印刷機械		83	83	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		12	12	
9. 合成樹脂用射出成型機	3	283	286	
10. 鑄型造型機		56	56	
計	74	1,972	2,046	

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

3. 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

(令和7年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 金属加工機械			14		19	33
(2) 製管機械			(3)		(3)	(3)
(3) ベンディングマシン					(1)	(1)
(4) 液圧プレス			(3)		(6)	(9)
(5) 機械プレス			(1)		(6)	(7)
(6) せん断機			(3)		(4)	(7)
(9) プラスト			(2)		(1)	(3)
(11) 切断機			(2)		(1)	(3)
2. 空気圧縮機および送風機			392	3	261	656
3. 土石、鉱物用破碎機・摩碎機			56			56
4. ふるい機・分級機			19			19
5. 織機					1,902	1,902
6. 建設用資材製造機械			16		3	19
(1) コンクリートプラント			(7)		(3)	(10)
(2) アスファルトプラント			(9)			(9)
8. 木材加工機械			34		5	39
(1) ドラムバーカー			(3)			(3)
(2) チッパー			(7)			(7)
(3) 碎木機			(5)			(5)
(4) 帯のこ盤			(12)		(1)	(13)
(5) 丸のこ盤			(3)		(1)	(4)
(6) かんな盤			(4)		(3)	(7)
10. 印刷機械			15		66	81
11. 合成樹脂用射出成型機			95		24	119
14. ディーゼルエンジン	3	21	91	5	22	142
15. 冷凍機			134	317	10	111
計	3	155	1049	18	2,413	3,638

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

4. 福島市公害防止対策条例に基づく指定施設

(令和7年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 空気圧縮機		15	100	33	54	202
2. 送排風機		98	423	59	47	627
3. 石材引割機及び切削機		7	25			32
石材引割機			(8)			(8)
石材切削機		(7)	(17)			(24)
4. 動力打綿機、動力梳綿機等	1	24	16	26		67
動力打綿機	(1)	(16)	(10)	(16)		(43)
動力混打綿機		(3)	(2)	(6)		(11)
動力梳綿機等		(5)	(4)	(4)		(13)
6. コンクリートブロック成型機			1			1
8. 動物の飼育等施設			1			1
計	1	144	566	118	101	930

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

※福島市公害防止対策条例では規制地域の指定をしていないため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の区分ごとに集計を行った。

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

建設作業の種類		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒 音	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	5	8	
	2. びょう打機を使用する作業				
	3. さく岩機を使用する作業	37	45	27(1)	
	4. 空気圧縮機を使用する作業		5	2	
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業				
	6. バックホウを使用する作業	1	5		
	7. トラクターショベルを使用する作業				
	8. ブルドーザーを使用する作業				
計		40	60	37(1)	
振 動	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	6	11	4	
	2. 鋼球を使用して工作物を破壊する作業				
	3. 舗装版破碎機を使用する作業				
	4. ブレーカーを使用する作業	23	30	13	
計		29	41	17	

※()内は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（外数）

※複数の作業を1通の届出書で届け出しがあるため、作業数の和と計が一致していない場合があります。